

日本経済の歴史講座

第一巻

近代化を準備したといわれる「近世」よりもさらに以前の日本社会において経済活動は活発に行われていた。一律令制と中央集権的な古代国家から、荘園制と分権的な社会に移行した「中世」において本格的な市場経済社会が起こった。そして、戦国期、持続的な成長が始まる。多彩で地道な実証研究の成果と、新たに推定された GDP をはじめとする農業生産・人口・物価・賃金等の数値を用いて、中世経済の立体像を示す。

中世(11世紀～16世紀後半)

古代以来、長い停滞を経験した日本経済は、室町期以降、総生産、人口、一人当たり所得の全てにおいて、成長に転じる。

その成長は、分権的な荘園制の下における自由な金融市場と土地市場、そして自由な人身売買市場の上に成り立っていた。

徹底的な自由放任主義は資産格差を増幅し、それが社会的に許容可能な閾値を超えると人々は徳政一揆を起こした。

これに対して、室町幕府は社会的安定のために徳政令を発令し、資産を強制的に再分配した。

やがて、一円支配を確立した戦国大名は、小農の定住による集約的な農業の発展と市場経済の拡大を両立させる制度の設計を模索するになる。

自由な市場がもたらす成長と波乱の経験は、市場を飼い馴らすための教訓として、戦国大名の試行錯誤を通じ、近世国家に引き継がれたのである。

人口と都市化と就業構造

私たちの先祖は、長らく、大自然の猛威と疫病の脅威に怯え、神仏にすがる日々を送っていた。

市場の拡大に伴う資源配分の改善による人口と経済の上昇圧力は、繰り返し襲いかかってくる飢饉と疫病の下方圧力を、永らく超えられなかった。

自然を利用する対象として管理し、人間社会の制度設計の改善によって人口規模を拡大できる転換点に達したのは中世後期、14～15世紀である。

農業成長の安定の上に各地に都市が叢生し、都市化は分業の深化をもたらした。人々は魔術から解放され、集村して自然を制御する農業を営み、儲かる職業を求めて都市に集まり始めたのである。

そして、一円支配を確立した戦国大名は、村と都市に集まった人々に対して、わが国の統治者として初めて、安全と安心を提供した。

日本経済はようやく成長軌道に乗ったのである。

鑄造の自由と金融の自由

12世紀以降、宋銭の輸入が始まると、銭は、その利便性ゆえに、民間の決済手段として急速に広まり、やがて、荘園年貢の納付に至るまで、中世社会の隅々に行き渡った。

それは多種多様な国産私鑄銭の鑄造を促し、多様な銭相互間の錯綜した交換比率が取引費用を引き上げた。

幣制を統一し、取引費用を引き下げようとする戦国大名以来の目標を実現したのが、江戸幕府の寛永通宝であった。

銭利用の拡大とともに金融も社会の隅々に浸透した。

武士も貧農も、資産管理と資金調達を金融商人に頼る金融依存社会が実現したのである。

金融市場への無規制は富の偏在をもたらし、それが社会的に許容可能な閾値を超えると徳政一揆が勃発し、徳政令が発動された。

過度に自由な土地担保金融市場への反省もまた、江戸幕府の土地市場規制に生かされることになる。

農民の安定化と土地の証券化

前期中世において、農業は粗放的であり、耕作者は、有期契約に従事する放浪人であった。

領主への分配は5割程度であった。

後期中世に生産性が高まると、耕作者も小農として集住して村を作り、生産性の増加分は耕作者にも分解され、小農と地主と領主は3割程度を分け合うようになる。

やがて、在村農民の所得が平準化し、領主3割、農民7割と言う近世の分配の基礎になった。

一方、中世の地主請求権は投資対象として活発に取引され、室町幕府司法によるその統治も拡大された。

しかし、自由放任主義的な金融市場の拡大は土地所有の集中につながりやすい。資産格差の拡大は、徳政令による周期的かつ強制的な資産再配分によって社会的に許容可能な範囲に抑えられたが、徳政令でそのものは小農への金融も逼塞させてしまう。

小農の安住化による集約農業の発展と、土地の証券化とは、二律背反となりうる緊張関係にあったのである。

前者を優先すべく、小農の土地所有権を保護するとともに、土地市場を規制する。

それが中世の教訓を得た江戸幕府の選択であった。

中世の諸産業

中世における非農業熟練労働者と未熟練労働者の賃金格差は、近世と比べ、はるかに高かった(序- 1)

そのことは鉱工業やサービス業の人的資本蓄積が低水準であったことと、非農業部門の需要が伸びていたことの両面を示している。

中世前期における鉱工業発展の動因は、富が偏在した荘園領主層の消費需要にあった。

荘園領主は自家消費のため、あるいは販売のために、荘園内に職人を誘致し、保護し、耕作物を年貢として徴収した。

中世後期の動因は、工業と兵器産業の急成長をもたらした戦国大名の兵器需要である。

戦国の世が終わり、徳川の平和が訪れると、職人、鉱夫たちは、民生工業の担い手となった。

例えば、私たちの暮らしに欠かせない堺の刃物も、その一つである。

第二卷

中世に始まった市場経済社会は、戦国時代に構造的にも制度的にも大きく変革されて近世に引き継がれた。その後約 2 世紀半の間に、19 世紀後半に始まる日本の近代化をどのように準備したのだろうか。新たに推定された GDP をはじめとした生産・人口・物価・賃金などの各種経済指標を用いて、近世の経済社会を読み解いていく。

近世 (16 世紀末～19 世紀前半)

17 世紀、江戸幕府と諸藩に直接耕作者である小農家族の土地所有権を保護する土地所有制度を確立した

土地所有を保障された小農は国内総生産比 30%に達する納税に応じ、幕府諸藩はそれを財源として、城下町の建設や沖積平野における新田開発を展開した。

さらに戦国期の楽市楽座政策を継承しつつ、商取引債権を保護する司法制度の整備を進め、自由参入市場を商取引の基本とした。

17 世紀には耕作地と人口の拡大による外円的な成長が進んだが、18 世紀半ば以降、土地と労働の生産性が上昇し始める。

18 世紀後半には一人当たり国内総生産において中国を追い越し、19 世紀半ばに

はヨーロッパの後進国に追いついた。

一方、幕府諸藩は、18世紀前半に定額土地税(定免制)への移行を進め、18世紀以降の限界的な成長に対しては課税しなかった。

幕府諸藩は、国税徴収の代わりに、社会資本の維持管理を地方公共団体に委任し、それが独自に課す地方税に賄わせた。

商取引の統治についても株仲間への委任が進められた。

人口と都市化、移動と就業

幕藩体制の安定した統治機構は、農業の飢饉に対する強靱性を高め、18世紀以降、早害による飢饉を克服するに至る。

その統治機構の下に土地所有権を保障された小農は、農業の土地生産性と労働生産性を高める集約農業技術を進歩させた。

強制労働市場に頼らず、家族内労働によって農繁期の労働需要を賄う小農経営は、農閑期に季節的な遊休労働を生じさせたが、その遊休労働は、農閑期における織物業などの家庭内工業への従事、醸造業への季節的な就労、あるいはサービス業への季節的な就労に振り向けられた。

一方、17世紀における、家臣団の集住と商人、職人の誘致を核とする城下町の建設は、都市における分業の進化ももたらした。

さらに18世紀以降には、小農経営内部の分業の進化とともに、農村部の町場も発達した。

分業の進化と特化による資源配分の改善がもたらすスミスの成長は、小農経済内部における持続的な分業の進化と都市における分業の進化を両輪として、18世紀半ば以降、一人当たりの国内総生産の上昇もたらすことになる。

農業金融の矛盾と公債市場の安定

江戸幕府は法定金銀貨を発行し、流通させたのみならず、銅銭である寛永通宝を大量に鑄造し、日本の統治者として初めて、地金の価値のみに頼らない法定通貨の発行と流通を実現した。

幕府は紙幣も債権も発行しなかったが、地方領国金融の逼迫を避けるために、大名による紙幣の発行を認めるとともに、大阪に短期地方債市場である米切手取引市場を整備した。

米切手を保有する幕府臣民の債権を大阪町奉行は厳格に保護したが、そのことが米切手の投資リスクを引き下げ、財務状況の良好な諸藩に対して低利の短期金融を提供した。

諸藩に対する長期信用は、大阪や江戸の両替商が、司法に頼らない関係融資によって提供した。

一方、農業金融については、小農経営の安定に資する金融を目指して、試行錯誤を重ねられた政策は規制の強化と緩和の間を揺れ動いたが、政策目標としては、農民相互間の金融融通をなるべく低利において実現することが一貫して追求された。

経済成長と社会的安定の相克

江戸幕府と諸藩は、小農の土地所有権を保障し、技術進歩への誘因を与えようとした。

しかし、所有権を持つ事は、市場環境や自然環境に由来するリスクもまた農民が引き受けることを含意する。

土地担保金融に規制をかけなければ、小農は借りすぎて失敗するかもしれない、それ故、幕府は1643年、田畑永代売買禁止令によって土地所有の集中を原則的に禁じ、さらに、1722年、担保権の執行を禁じる流地禁止令を公布した。

農業金融市場を混乱させた流地禁止令は翌年に撤回され、かわって、債権者の権利を明確にしつつ、担保権の行使を認める法整備が進められた。

幕府は、経済成長と小農経営の維持を平衡させる最適な金融規制を探ろうとしたのである。

一方、近畿地方における本百姓の分解は早く、18世紀には普通小作契約が一般的となっていた。

19世紀には、都市化とともに小作人の機会費用は上昇し、地主への所得分配は悪化した。

一方、都市の不動産は投資対象として活発に取引された。

幕府も都市不動産市場は規制せず、江戸においては三井が巨大な地主として台頭することになる。

農村工業の拡大と鉱業の自立

小農の所有権が強固に保護され、農繁期の労働需要を家族労働で賄う近世農業においては、稲作を柱としつつ、農閑期の季節的な遊休労働を米以外の商品作物や農村工業に振り向けて所得を拡大する努力が払われた。

一方、17世紀の城下町建設は、俸禄を消費する家臣団の集住を核としていた。知行地の地域経済から切り離された武士の集住は、城下町における工業製品とサービスへの需要をもたらした。

その需要に刺激され、多様な商品作物の栽培が広まるとともに、織物業を典型として、小農家族を問屋制によって編成する農村工業や、季節労働に依存する醸造業の発達が見られた。

さらに大阪や江戸を中心に全国市場がつながると、自領内に比較優位のある産

業を保護する専売制も普及した。

戦国期に軍事を背景に拡大した鉱業は、貨幣原料の供給部門として引き続き保護されたが、多くは幕府諸藩の直営ではなく、民間業者に請負われ、利潤動機によって発展する産業となった。

近世日本の市場と商業

幕府と諸藩は、治水事業と新田開発によって稲作農業の生産性と安定性を向上させさせるとともに、城下町を建設し、家臣団を集住させ、商人と職人を誘致した。

室町期には、市を中核とした地域開発の手法が確立されていたが(本巻 1-5 章)、近世の幕府諸藩は、それをはるかに大規模に実現した。

さらに幕府領や他領に比較優位のある商品を移入するために、他領との遠隔地取引を奨励した。

他領との取引に必要な幕府通貨を交換するために、商品として標準化の進んだ米を江戸や大坂に移送した。

すなわち、17 世紀における全国市場の統合は、幕府諸藩が社会的分業の深化を指導することによって実現された。

その分業構造は、幕府直轄都市を中心、地方領国城下町を準周辺、そして農村を周辺とするならば、中心が周辺に加工度の高い製品を、周辺が中心に農産物供給する関係にあった。

しかし、18 世紀半ば以降、農村工業が発達し、地方の町場が成長すると、地方領国城下町を中心としつつ、地域内において生産すると加工度の高い製品と農産物は交換される商圈が立ち上がってくる。

第三卷

「市場の統合と分業の深化による」アダム・スミスの成長」を経験し、1 人当たり国内総生産(GDP)が欧州で最も貧しかった諸国と並んだ 19 世紀半ば、1859 年日本は開港した。第一のグローバル化時代。統合された自由な国際市場に組みこまれながらも、「スミスの成長」の基礎の上に、欧米先進諸国の技術や制度を積極的に導入した明治の日本社会は、非欧米諸国で初めて「産業革命」を体現する。その過程を新推定の各種経済指標を用いて明らかにする。

近代 19 世紀後半から第一次世界大戦前(1913)

明治維新後、労働市場と土地市場の規制は撤廃され、金融制度も全国的に標準化され、そして、財産権と契約の自由を保護する司法制度も全国を網羅した。加えて、維新政府は、近代産業を官営事業として国民に展示し、義務教育によって科学技術を理解する認知能力を習得させた。

その結果、国内総生産に占める農林水産業の構成比は 1874 年の 60%から 1913 年の 36%に急落し、鉱工業のそれは 9%から 21%に上昇した。

一人当たり国内総生産は、19 世紀半ばに既にヨーロッパ後発国に追いついており、維新後も暫くは近世以来のスミスの成長の軌道を進んだ。

近代技術の普及と教育による人的資本の蓄積に伴って、鉱工業部門の成長が加速するのは、1890 年以降である。成長が分配に与えた影響は両義的であった。90 年代以降、個人間の所得不平等度は拡大した。

一方、第一次世界大戦前の工業化は全国的に進み、所得の地域間格差が広がらなかった。産業革命の時代は、国土の均衡ある発展の時代となったのである。

労働の自由と技能の形成

1870 年代から 1900 年代にかけて、政府は、身分ないし性別の区別のない義務教育を全国に展開した。

その間、教育を受けた人口の蓄積は経済成長のそれに数十年、先んじた、義務教育の徹底は 1 世紀先を見た超長期投資だったのである。

一方、労働者の辞職の自由は権利として認められ、日本の近代産業は、欧米と比べ早い段階において自由労働市場に直面することになった。

製造業においては、雇用主がカルテルを結び、産業共通の技能を形成させる動きも見られた。

しかし、紡績業のように、失敗するか、製糸業のように、一時的に成功しても持続せず、工業部門における技能形成は、多くの場合、企業の内部労働市場に委ねられた。

依然として伝統的な熟練が労働生産性を左右した工業においては、採用と労務管理を中間管理職に請け負わせる関節管理が支配的であった。

産業全体をつうじた紹介採用の仕組みが、労働者自身による産業特殊な技能形成への誘引を与えていたのである。

近代的金融システムの形成と企業金融

1870 年代には、元両替商をはじめとする商人や地主によって、全国に銀行が設立された。

日本銀行にも助けられ、商業金融市場は 90 年代には統合された。

一方、東京株式取引所と大阪株式取引所とその場外市場においては、80 年代以降、紡績会社や鉄道会社の株式が活発に取引された。

株式投資熱を支えたのは、銀行が株式を担保に資金を貸し付ける株式担保金融であった。

1900 年代以降はこれに社債発行が加わり、ともに産業革命を支えたのである。少数株主も数多く市場に加わる一方、大企業の多くは大株主に支配されていた。したがって、企業統治の要は株式市場であり、株主総会であった。

好業績企業の株価は高値で推移し、業績が、低迷して株価が下がると、株主総会は経営内容を厳しく吟味した。

設備投資計画が長期の株価成長に資すると長期保有型の大株主が納得すれば、彼らは他の株主を説得した。

一方、現経営陣の能力に問題があるとみなされれば、優良企業に買収された。株価と株主総会と企業買収が経営を律する日本資本主義の青春時代が、そこにあった。

明治の農業と都市不動産業

民法が、所有権や小作権を個人に帰属させた後も、農家は、近世以来の単独相続による「家」の永続を追求して、村人相互間、地主小作間の長期的な関係を維持し、また生産性向上への努力投入を惜しまなかった。

維新後、土地市場規制の緩和によって小作地率は急上昇したが、小作契約の多くは定額小作料契約であり、残余請求権を小作人に帰属させ、その努力投入を促すものであった。

在村地主は小作農家との長期的な取引関係を重視して不作時の小作料の減免に応じ、また、長期的な収益の増大を期待して、乾田化や耕地整理等の農事改良に積極的に投資した。

産米の遠隔地の市場に対する品質保証も、府県の検査体制が整備されて回復した。

近世紀に形成された生産性向上への制度的誘因を生かしたことによって、近代的な農業技術は急速に普及したのである。

一方、東京と京都においては、幕府の都市計画の下に売買を禁止されていた武家地と寺社地が、収公の後に民間に払い下げられ、大地主が台頭した。

しかし、一円的に集中して所有する地主は限られており、三菱を例外として、東京を計画的に開発する所有主体は公私ともに消えたのである。

交通革命と明治の商業

国内市場が統合の途上にあった近世には、地方市場間の価格裁定が商業の収益源となりえたが、明治維新後、汽船網・鉄道網の整備と郵便・電信の全国的な提携によって、価格情報の取得と輸送の費用及び時間は劇的に低下した。

1900年代までに財市場が統合され、続いて鉄道による労働市場の統合も進んだ。一方、国際的には1900年前後に海運と貿易の対外自立が達成された。

政府は地勢学的な理由から日本企業の外洋航路を支援したが、結果として極東地域の海運市場に競争による生産性上昇をもたらし、日本商社の世界的な支店網形成を後押しした。

それは原料輸入と製品輸出の費用を引き下げ、産業革命を牽引する製造業の成長に寄与した

また、交通革命に商機を捉えて利益を上げた商人は、利幅の小さくなる商業から鉱工業へ能動的に投資先を振り替え、産業革命を部門間の要素配分からも支えた。